

# 川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則の一部改正(案)について

平成30年11月  
環境部 資源循環推進課

## 1 趣旨

川越市では、資源物の持ち去りを防止するため、川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第二十条の二において、家庭系廃棄物の集積所に排出された家庭系廃棄物のうち再生利用をするものとして規則で定めるもの（資源物）の所有権を明確にしています。

平成31年4月より布の定時収集の実施に伴い、資源物に布を追加することで、布の所有権を明確にし、布の適正な回収を図るものです。

## 2 改正案

川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第十三条の二で定める家庭系廃棄物のうち再生利用するもの（資源物）に「布」を加えようとするものです。

## 3 施行期日

平成31年4月1日から施行しようとするものです。